

渋谷区告示第133号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第38条第4項の規定に基づき、宮益坂ビルディングマンション建替組合の解散を令和4年5月30日付け申請書のとおり認可したので、同条第6項の規定により、次のように告示する。

令和4年6月17日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 解散するマンション建替組合の名称
宮益坂ビルディングマンション建替組合
- 2 事務所の所在地
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
旭化成不動産レジデンス株式会社開発営業本部内
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
渋谷区渋谷二丁目19番4
- 4 解散理由
宮益坂ビルディングマンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため
- 5 解散の認可の年月日
令和4年6月17日